

# justax

## No.66

### JAN'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税理士事務所職員の誤りに気付かなかったのは仮装、隠ぺいか?

国税不服審判所の裁決の公開率はわずか1%強ですが、税理士情報ネットワーク(TAINS)の会員の税理士からは、貴重な非公開裁決が提供されています。今回は、その中でも、納税者の主張が認められたというばかりでなく、税理士事務所の日常業務のあり方についても考えさせられる事例を紹介します。法人の代表者が、税理士事務所職員の経理処理の誤りに気付かず自署押印して法人税の確定申告書を提出した行為は、仮装、隠ぺいに当たらないとして、重加算税が取り消された事例です(平成9年12月4日裁決)。

◎請求人の代表者Aは、経理に不案内であることから、日々の経理処理は請求人の使用人Bに任せ、決算書の作成と法人税の申告手続は税理士に一任していたところ、損害保険の解約返戻金3,811,500円を使用人Bが適切に雑収入として処理していたにもかかわらず、税理士事務所職員甲がBに確認しないで雑収入を取り消すとともに、保険積立金を取り崩し、雑損失を計上しました。代表者Aは、この事実に気付かないまま、確定申告書に自署押印して原処分庁に提出しました。

次いで、請求人は調査を受け修正申告書を提出したところ、原処分庁は、これに対し重加算税の額を756,000円とする賦課決定処分をし、これを不服とした請求人が審査請求をしました。

◎原処分庁は、代表者Aが保険契約の締結及び解約を行い保険証書を保管しているから保険料、返戻金及び保険積立金の金額を知っていたと認定し、この認定に基づき、誤った経理処理がされていることを知りながら訂正しなかったという積極的な意識があるとして課税標準等の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装があったと主張しました。

◎請求人は、①使用人Bの当初の処理は適切だったが、税理士事務所職員甲により誤った処理がされた経緯は、請求人の帳簿及び振替伝票からも明らかである、②代表者Aは保険の契約は自らが行うが、運用管理というような大げさなことはしていない、③保険契約の経理処理は使用人Bに任せていて、甲からBの経理処理を訂正したとの説明も受けなかった、④自署押印は法人税法の規定により義務付けられているから行ったもので、誤りを認識していながら行ったものではない、と主張しました。

◎審判所は、重加算税の賦課要件とする故意とは、納税者が、積極的に事実と相反する経理処理をしようとする認識があったこと、あるいは、事実と相反する経理処理がされていることを知りながら、あえてこれをそのまま放置して訂正しないでおこうとする認識があったことであるが、次の理由でこの要件を満たす証拠はなく、他方、過少申告加算税を賦課しない正当な理由があるとは認められないので、重加算税の賦課決定処分は、過少申告加算税相当額を超える部分の金額について、取り消すのが相当である、と判断しました。

①保険の契約管理をする者の中には、経理処理は経理担当者あるいは税理士に一任している者もいて、解約返戻金があったこと及びその金額を知っていたとしても、積立金処理をしていた保険に対する返戻金であったかどうかの判断まで、保険の契約管理をする者すべてに期待するのは酷である。

②Bによる雑収入処理の振替伝票には代表者Aが点検確認を行った形跡があり、甲が雑損失の発生仕訳を行った伝票には点検確認の形跡がなく、Aが甲ひいては税理士の誤った経理処理によって決算報告書が作成されたことに気付かずにいたことは充分考えられる。

③代表者Aは、確定申告書の代表者欄の自署押印をしながら、その内容について十分な認識を持ち注意を払うという義務を怠り、修正申告書を提出することになったことは明らかであり、請求人の代表者としてその責任は免れないが、これをもって事実の隠ぺい又は仮装をしたとはいえない。

(資料提供 税法データベース編集室)